

導入、更新をご検討中のお客様へ

## 対象製品



▲ ELSZ-2000series



▲ QE-2000series



▲ SF-3



▲ MCPD-6800



▲ RE-200



▲ GP-7

**生産性向上設備投資促進税制、  
平成 29 年 3 月末日までの資産登録で終了します。  
設備投資を決断するラストチャンスです。**

### 即時償却または税額控除 5 %

[平成 26 年 1 月 20 日から平成 28 年 3 月末日まで]

### 特別償却 50 % または税額控除 4 %

[平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月末日まで]

#### □対象設備

\*最新設備を導入する場合 単品設備 簡素な手続（事業者の申請不要）  
機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、  
ソフトウェア \*機械装置以外は一部の設備のみ

\*利益改善のための設備を導入する場合 複数設備可 投資計画の申告が必要  
本ご案内では対象としておりません

#### □利用対象者

青色申告をしている法人・個人事業主

(中小企業者については、別途「中小企業投資促進税制」において上乗せ措置が可能です。)

# 生産性向上設備投資促進税制とは

平成 26 年 1 月 20 日に産業競争力強化法（生産性向上設備投資促進税制）が施行されました。本法は、質の高い設備投資の促進によって事業者の生産性向上を図り、もって我が国経済の発展を図るため、「先端設備」や「生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」を導入する際の税制措置で、簡単な手続きで税制優遇が受けることが可能です。この手続き際して、経済産業省のご指導により日本分析機器工業会（JAIMA）で証明書を発行することとなりました。

「先端設備」・「器具備品」での条件を満たす大塚電子の分析関連機器および計測関連機器製品が、本税制優遇対象製品としてを認定・登録されました。「最新モデル」・「生産性向上（年平均 1%以上）」の装置をご使用して頂けるようになりました。この機会に、是非とも新規導入・更新導入検討をお願いいたします。

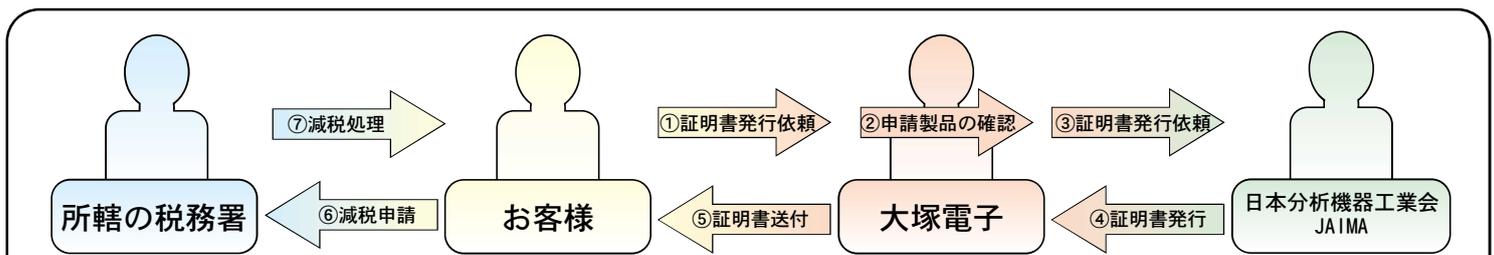
なお、本制度の詳細は、経済産業省の公式ホームページをご参照してください。

[http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku\\_kyouka/seisanseikojo.html](http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/seisanseikojo.html)

## 税制優遇対象製品

設備の名称	型 式
瞬間マルチ測光システム	MCPD-6800
量子効率測定システム	QE-2000
分光光学特性評価装置	FE-7000L
反射分光膜厚計（ローダー付システム）	FE-3000L（ローダー付システム）
分光干渉式ウェハー厚み計	SF-3
高速配光測定システム	GP-7
偏光・位相差光軸測定装置	RE-200
ゼータ電位・粒径・分子測定システム	ELSZ-2000

## 申請の流れ（申請期限：平成 29 年 3 月末まで）



① 証明書発行依頼時に次の内容確認をお願いしております。申請書類の「当該設備の概要項目」内容で、お客様が当該製品を「資産台帳」に登録されている内容を依頼時に弊社までお知らせください。

項目：1) 設備の名称、2) 設備型式、3) 納入数量、4) 納入年月、および、5) 設置場所の事業所名及び所在地

2016.07.07

## 大塚電子株式会社

大阪本部・営業部 〒540-0021 大阪府大阪市中央区大手通3丁目1-2  
エスリードビル大手通6F  
TEL.(06)6910-6522 FAX.(06)6910-6528

東京支店 〒192-0082 東京都八王子市東町1-6 橋元LKビル4F  
TEL.(042)644-4951 FAX.(042)644-4961

<http://www.otsukael.jp/>